

# 八戸市小規模附属物個別施設計画



道路標識



道路照明灯



令和3年3月  
八戸市

# 目 次

	( ページ )
1 . 計画策定の目的 . . . . .	1
2 . 施設の概要 . . . . .	1
3 . 管理運営体制 . . . . .	3
4 . 現状と課題	
( 1 ) 概 要 . . . . .	3
( 2 ) 施設の点検結果 . . . . .	3
5 . 計画期間 . . . . .	4
6 . 施設の維持管理に関する取組	
( 1 ) 優先順位の考え方 . . . . .	5
( 2 ) 健全性の判定 . . . . .	5
( 3 ) 重点的な取組事項 . . . . .	6
7 . メンテナンスサイクル	
( 1 ) 基本的な方針 . . . . .	6
( 2 ) 詳細点検 ( 点検及び診断 ) . . . . .	6
( 3 ) 中間点検 ( 対策の要否 ) . . . . .	7
( 4 ) その他の点検 . . . . .	7
( 5 ) 措置 . . . . .	7
( 6 ) 記録 . . . . .	8
8 . 取組内容及び実施時期	
( 1 ) 点検の実施サイクル . . . . .	8
( 2 ) 各種費用 ( 点検費用及び対策費用 ) . . . . .	9
9 . 計画のフォローアップ	
( 1 ) 計画のフォローアップ . . . . .	9
( 2 ) その他 . . . . .	9
[ 参考資料 ]	
1 対策が必要な小規模附属物 ( 道路標識 ) 一覧 . . . . .	10
2 対策が必要な小規模附属物 ( 道路照明灯 ) 一覧 . . . . .	11

## 1. 計画策定の目的

この計画は、平成 28 年 8 月策定（平成 30 年 10 月改訂）の「公共施設マネジメントの推進に係る基本方針（八戸市公共施設等総合管理計画）」（以下「基本方針」という。）に基づき、公共施設等の更新、統廃合及び長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化と施設の最適な配置に取り組んでいくため、八戸市内の道路の標識及び照明施設（以下、「小規模附属物」という。）の総合的かつ計画的な管理に関する取組方針及び具体的な取組内容を定めるものである。

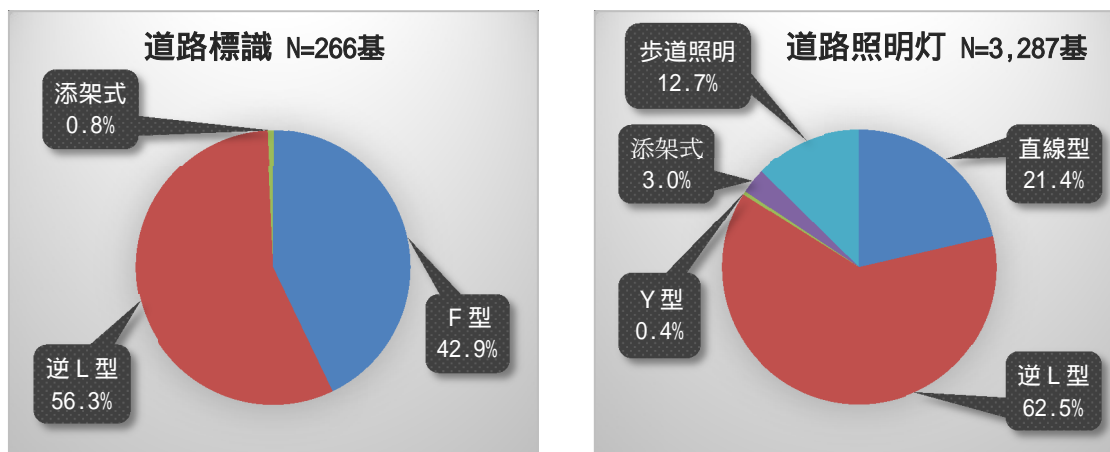
## 2. 施設の概要

本計画の対象となる小規模附属物は、市が所有かつ管理するものであり、道路標識が 266 基、道路照明灯が 3,287 基（車道照明 2,871 基、歩道照明 416 基）である。

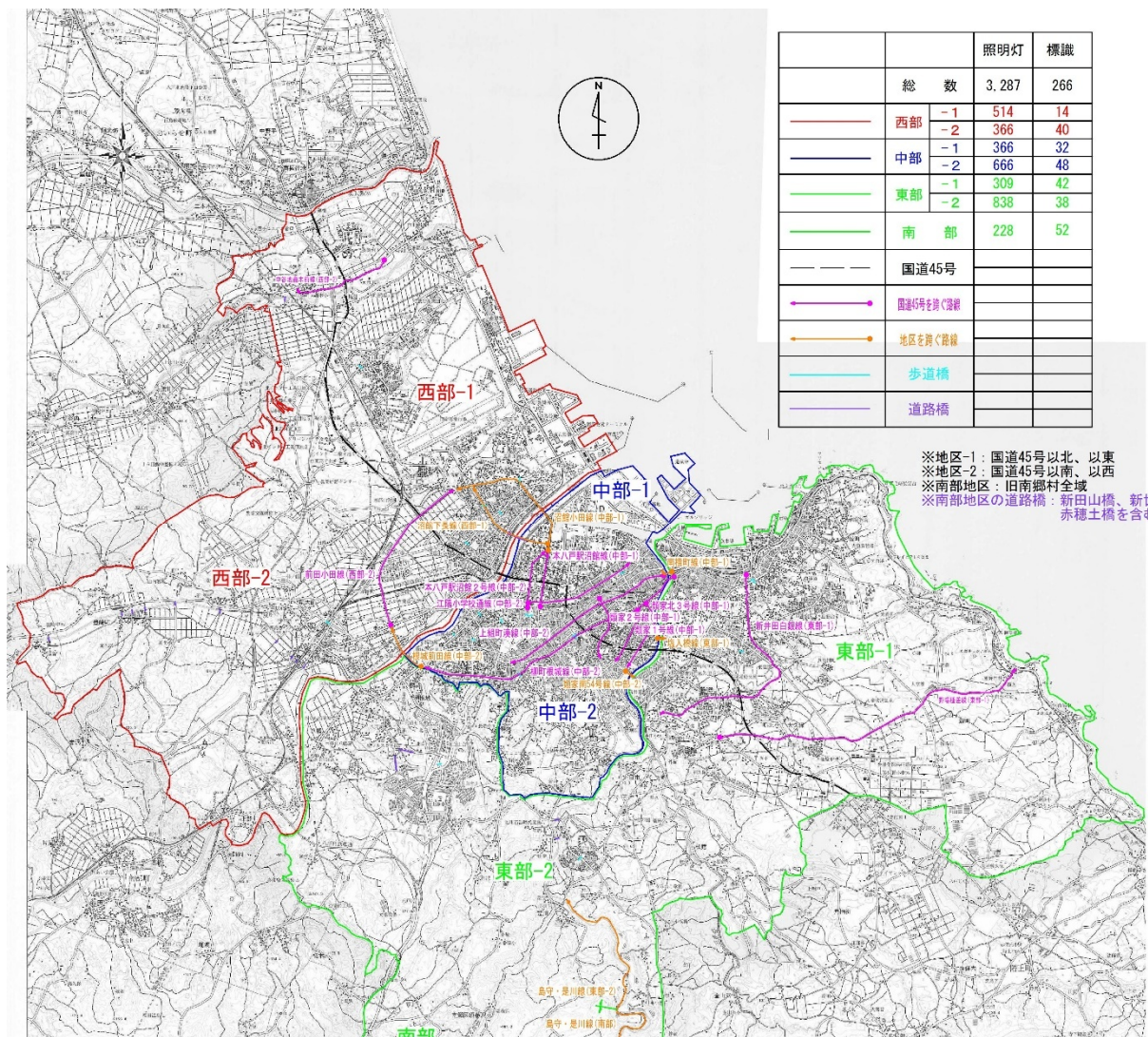
なお、各施設の詳細は、次のとおりである（表 1、図 1、図 2 のとおり）。

施設名	種類	型式	数量 (基)	所在地(内訳)			
				西部	中部	東部	南部
道路標識	片持式	F 型	114	30	44	31	9
		逆 L 型	150	24	36	47	43
	添架式	-	2	0	0	2	0
	小計		266	54	80	80	52
道路照明灯	車道照明	直線型	703	300	201	180	22
		逆 L 型	2,056	500	681	672	203
		Y 型	14	5	8	1	0
		添架式	98	7	18	72	1
	小計		2,871	812	908	925	226
	歩道照明	-	416	68	124	222	2
小計		3,287	880	1,032	1,147	228	
小規模附属物計			3,553	934	1,112	1,227	280

【表 1 対象施設一覧】



【図 1 対象施設割合】



【図2 対象施設位置図】

### 3. 管理運営体制

各施設の管理運営は、市が道路管理者となり、直営で行っている。

### 4. 現状と課題

#### (1) 概要

市内の小規模附属物は3,500基を超え、設置から相当年数が経過しているものと推測される。このうち、部材の劣化のため、135基（道路標識5基、道路照明灯130基）が早急な対策が必要となっている。今後は、さらに老朽化が進行すると推測されることから、後述のメンテナンスサイクル（P9）に基づく適切な時期に点検及び診断を行い、その結果を踏まえた計画的な維持管理が必要である。

#### (2) 施設の点検結果

令和元年度及び令和2年度に実施した部位毎の点検結果は、次のとおりである（表2、図3、図4）。

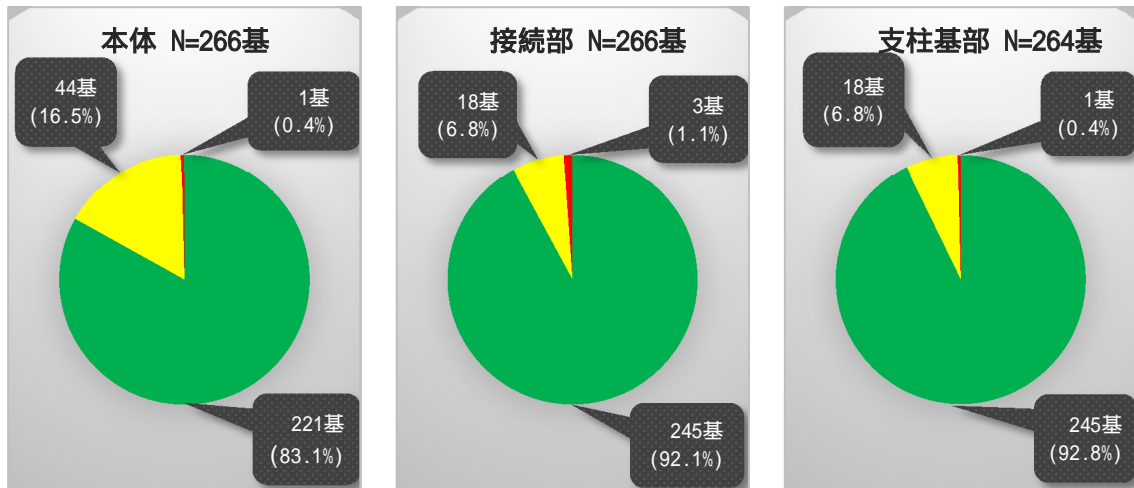
健全性の判定が「**Ⅰ**：施設の倒壊、落下等のおそれあり」であったものは、道路標識266基のうち、本体及び支柱基部は各1基（0.4%）、接続部は3基（1.2%）、また、道路照明灯3,287基のうち、本体は85基（2.6%）、接続部は30基（0.9%）、支柱基部は20基（0.6%）となっている。

判定区分については、P9【表8 詳細点検の判定区分】を参照。

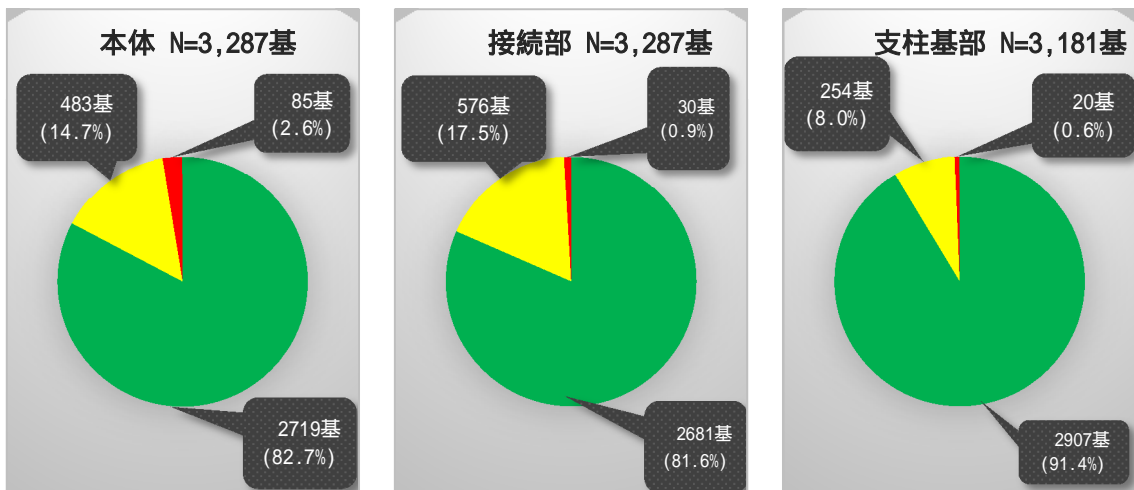
施設名	部位名	健全性の判定				点検実施時期
		(異常無し)	(経過観察必要)	(倒壊・落下のおそれあり)	計	
道路標識	本体	221	44	1	266	令和元年9月～11月、 令和2年11月～12月
	接続部	245	18	3	266	
	支柱基部	245	18	1	264	
道路照明灯	本体	2,719	483	85	3,287	
	接続部	2,681	576	30	3,287	
	支柱基部	2,907	254	20	3,181	

添架式の場合は、支柱基部の判定は無し。

【表2 定期点検の結果】



【図3 道路標識の部位別判定の割合】



【図4 道路照明灯の部位別判定の割合】

## 5. 計画期間

令和2年度から令和11年度までの10年とする。

## 6. 施設の維持管理に関する取組

基本方針5.(3)「公共施設等の管理に関する基本方針」及び(4)「基本方針に基づく取組」に基づき、後述の7.「メンテナンスサイクル」を計画的に実施することにより、施設の保全及び長寿命化を図るため、次のとおり取組を進める。

また、小規模附属物の特性に応じ、長寿命化を意識した対策を検討し、効率的かつ効果的な維持修繕を実施する。

(1) 優先順位の考え方

施設の健全性について、[ (早急な対策) ] もしくは [ (計画的な対策) ] と判定した場合は、路線の重要度及び施設の高さに応じて判定する(表3)。なお、[ (対策不要) ] と判定した場合であっても、随時状況を監視していくこととする。

対策の緊急性	早急な対策	計画的な対策	対策不要
施設の健全性			
路線の重要度 ・道路幅員 ・緊急輸送道路 ・避難路 etc.	高 低	高 低	状況を監視
施設の高さ ・人口集中地区 ・立地環境 etc.	高 低	高 低	
対策実施優先度	← 高 低 →		

【表3 優先順位付けのイメージ】

(2) 健全性の判定

メンテナンスサイクルに基づく点検及び診断による健全性の判定について、道路標識については、令和元年9～10月の点検及び令和2年11～12月の点検のいずれにおいても、一部の施設が「 : 経過観察の必要あり」又は「 : 施設の倒壊、落下等のおそれあり」と判定されている。

また、道路照明灯については、令和元年9～10月の点検において、半数以上は「 : 異常なし」とされている一方、「 : 経過観察の必要あり」又は「 : 施設の倒壊、落下等のおそれあり」と判定されているものもあり、また、令和2年11～12月の点検においては、一部地域の道路照明灯において、「 : 施設の倒壊、落下等のおそれあり」と判定されているものが多数ある。

特に、135基で施設の健全性が「 」と判定されたことから、路線の重要度、施設の高さに応じ計画的に修繕を行うこととする。(詳細については、参考資料を参照)

### (3) 重点的な取組項目

#### 安全性の確保

小規模附属物は不特定多数の者が利用するインフラであることから、点検をはじめとするメンテナンスサイクルにより、老朽箇所や危険箇所等を確実に把握した上で適切な修繕等を行うことにより、施設の安全性を確保する。

#### 長寿命化の推進

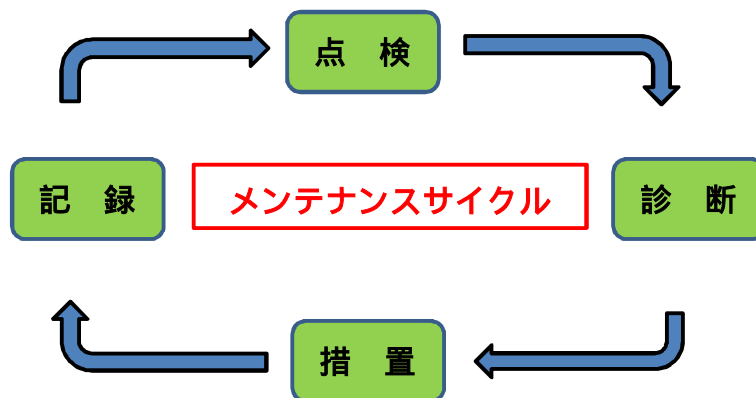
メンテナンスサイクルにおける事後保全的な維持管理に加え、予防保全の視点に立った維持管理並びに計画的な工事及び修繕を進めることで、施設の長寿命化を推進する。

## 7. メンテナンスサイクル

### (1) 基本的な方針

まず、点検について、国が策定する「総点検実施要領(案)【道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置編】」(平成25年2月国土交通省道路局)、「小規模附属物定期点検要領」(平成29年3月国土交通省道路局)に基づき、概ね10年に1回の頻度で詳細点検を実施し、部位毎に施設の状況を3段階で判定する。また、詳細点検を補完する目的で概ね5年に1回の頻度で中間点検を実施し、異常を把握し対策の要否を判定する。(図-5)。

その後、点検・診断の結果に基づき、必要な措置を適切な時期に講ずるとともに、一連の状況を記録するというメンテナンスサイクルにより維持管理を行うことで、施設の長寿命化を推進する。



【図5 メンテナンスサイクルのイメージ図】

### (2) 詳細点検(点検及び診断)

詳細点検は、小規模附属物の変状を発見し、その程度を把握することを目的に実施するもので、概ね10年に1度の頻度で近接目視により行うことを基本とし、



必要に応じて触診や打音検査等の非破壊検査を併用する。

点検により把握された変状は、3段階の判定区分により分類し、点検結果を踏まえ、必要に応じて応急措置を実施する(表4)。

区分	状態
	異常なし
	経過観察の必要あり
	施設の倒壊、落下等のおそれあり

【表4 詳細点検の判定区分】

### (3) 中間点検(対策の要否)

中間点検は、小規模附属物の詳細点検を補完する目的に実施するもので、概ね5年に1度の頻度で外観目視により異常の有無を確認することを基本とし、必要に応じて応急措置を実施する。

判定は、点検により発見された損傷内容について、部位毎、変状内容毎に対策の要否を判定する。(表5)。

区分	状態
要	変状あり
否	変状なし

【表5 中間点検の判定区分】

詳細については、「総点検実施要領(案)【道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置編】」(平成25年2月国土交通省道路局)、「小規模附属物定期点検要領」(平成29年3月国土交通省道路局)を参考として実施。

### (4) その他の点検

詳細、中間点検のほか、小規模附属物の変状を発見し、その程度を把握する目的として、道路パトロール(通常巡回)に併せて実施する日常点検、日常点検により変状や異常が発見された場合に実施する異常時点検、事故や自然災害等が発生した場合に実施する臨時点検を適宜実施する。

これらの点検を組み合わせることで実施することにより、変状等を早期に把握する。

### (5) 措置

点検及び診断に基づき、施設の効率的な維持及び修繕のために必要な措置を講じる。

健全性が「 」の場合は、適切な修繕工事、撤去、更新等を行う必要があるが、措置を実施するまでの期間、定期的あるいは常時の監視を行い、変状の挙動を把握するものとする。

健全性が「 」の場合は、定期的に監視を行い、程度に応じて予防保全対策を講じる。

#### (6) 記録

点検及び診断の結果並びに措置の内容は、点検調書等に記録し、メンテナンスサイクルの基盤とする。また、小規模附属物が供用されている期間中は、記録を保存する。

施設名	点検及び修繕計画									
	初年度	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後	8年後	9年後
	詳細点検結果					中間点検結果				
小規模附属物A	健全性	対策				否				
小規模附属物B	健全性	監視				要	対策			
小規模附属物C	健全性					要	監視			
小規模附属物D	健全性					否				

【表6 健全性による小規模附属物維持管理計画のイメージ】

### 8. 取組内容及び実施時期

#### (1) 点検の実施サイクル

施設の状態は、経年劣化等により刻々と変化することから、点検から診断、措置、記録までの1サイクルを5箇年と設定する(表7)。

施設名	R元	計画期間									
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
小規模附属物	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○
小規模附属物	-		-	-	-	-		-	-	-	-

( :点検実施年度)

【表7 対象施設における点検のサイクル】

## (2) 各種費用

### 点検費用

点検の費用は、令和元年度に約 43,700 千円、令和 2 年度に約 35,400 で実施していることから、計画期間中では 2 回の点検を要し、合計約 158,200 千円が必要と試算される(表 8)。

項目	費用	内訳
点検費用 (経常的経費)	158,200千円	小規模附属物 :43,700 千円×2 回 = 87,400 千円 小規模附属物 :35,400 千円×2 回 = 70,800 千円

【表 8 点検費用の試算】

### 対策費用

点検結果に基づき措置に必要とされる対策費用は、健全性が「 」へ戻るような措置に要する費用を算出する。

健全性が「 」である 134 基は、対策が必要な部位によって金額が大きく変動するが、1 基当たり約 1,400 千円と仮定し 187,600 千円が必要と試算される(表 9)。

なお、措置は、健全性の判定及び優先順位に基づき、特定の年度に集中することを避け、対策費用の平準化を図る。

項目	費用	備考
対策費用 (臨時的経費)	187,600千円	1,400 千円/基×134 基 = 187,600 千円

【表 9 対策費用の試算】

## 9. 計画のフォローアップ

### (1) 計画のフォローアップ

定期的(1年に1回)に、工事及び修繕の実績を把握・分析し、今後想定される費用や使用目標年数を見直すとともに、社会情勢の変化も踏まえながら、大きな状況変更等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行う。

なお、概ね 5 年に一度の点検等の結果を踏まえ、必要に応じて適宜計画を見直すことで、実態に即した計画に更新する。

### (2) その他

当計画は、令和 3 年 3 月 31 日から実施する。

[参考資料]

1 対策が必要な小規模附属物（道路標識）一覧

( 1 ) 点検年月：令和元年9月～11月

道路小規模附属物点検(道路標識)一覧表〔判定〕										点検年月:令和元年9月～11月										
基本情報										点検結果										
地区	路線番号	路線名	管理番号	所在地	形式			優先順位 総合 a+b+c+d+e+f	点検部位名											
					片持式		添架式		本体			接続部			支柱基部					
					F型	逆L型			判定結果			判定結果			判定結果					
中-1	387	本八戸駅沼館線	0387-0003	八戸市城下四丁目	1			22	1	1				1						1
中-2	1024	根城前田線	1024-0002	八戸市大字長岳代字前田		1		20	1					1	1					
東-1	244	階上道線	0244-0002	八戸市大字鮫町字山四郎蒔目		1		10		1				1	1					
東-2	1201	八戸福地線	1201-0001	八戸市大字是川字小峠		1		10			1			1		1				
総数					1	3	0	4	1	2	1	0	2	2	3	0	1			

( 2 ) 点検年月：令和2年11月～12月

道路小規模附属物点検(道路標識)一覧表〔判定〕										点検年月:令和2年11月～12月										
基本情報										点検結果										
地区	路線番号	路線名	管理番号	所在地	形式			優先順位 総合 a+b+c+d+e+f	点検部位名											
					片持式		添架式		本体			接続部			支柱基部					
					F型	逆L型			判定結果			判定結果			判定結果					
南	11-002	島守・不習線	1002-0002	八戸市南郷大字島守字不習		1		8		1				1		1				
総数					0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0			

## 2 対策が必要な小規模附属物（道路照明灯）一覧

(1) 点検年月：令和元年9月～11月

道路小規模附属物点検(道路照明灯)一覧表 [判定]										点検年月:令和元年9月～10月										
基本情報										点検結果										
地区	路線番号	路線名	管理番号	所在地 (GISによる土地所在地)	種類/形式				優先順位総合 判定 a+b+c+d +e+f	点検部位名										
					車道照明					本体		接続部		支柱基部						
					直線型	逆L型	Y型	添架式		歩道照明	判定結果		判定結果		判定結果					
西-1	1050	石堂河原木6号線	031601	八戸市下長五丁目		1				10		1					1			1
西-1	5-064	多賀台2号線	060353	八戸市多賀台三丁目		1				8		1					1		1	
西-1	5-064	多賀台2号線	060310	八戸市多賀台二丁目		1				6		1					1		1	
西-2	4-058	尻内河原線	031762	八戸市大字長苗代字化石		1				6			1						1	
中-1	383	沼館小田線	051597	八戸市八太郎三丁目			1			18	1						1		1	
中-1	383	沼館小田線	039030-3	八戸市下長五丁目		1				18	1			1						1
中-1	467	沼館城下1号線	042016	八戸市城下二丁目		1				16	1			1					1	
中-1	491	小中野北1号線	042247	八戸市柏崎四丁目		1				10	1						1		1	
中-1	491	小中野北1号線	040858	八戸市柏崎五丁目		1				12	1									1
中-1	491	小中野北1号線	040859	八戸市柏崎五丁目		1				12	1				1					1
中-1	491	小中野北1号線	042249	八戸市柏崎五丁目		1				12	1				1					1
中-1	699	南横町線	109006-13	八戸市大字湊町字柳町		1				18			1	1					1	
中-1	768	類家1号線	101225	八戸市青葉二丁目		1				16	1						1		1	
中-1	769	類家2号線	160473	八戸市類家三丁目		1				14	1						1		1	
中-1	965	高架側道南3号線	100646	八戸市小中野四丁目		1				10	1				1					1
中-1	966	高架側道南4号線	100934	八戸市小中野七丁目		1				10			1	1						1
中-2	126	鳥屋部町線	160725	八戸市大字鳥屋部町		1				14	1						1		1	
中-2	126	鳥屋部町線	160726	八戸市大字鳥屋部町		1				14	1						1		1	
中-2	142	停車場上線	010317	八戸市大字十三日町		1				16	1						1		1	
中-2	142	停車場上線	010318	八戸市大字堤町		1				16	1						1		1	
中-2	142	停車場上線	010316	八戸市大字番町		1				16	1						1		1	
中-2	143	停車場下線	100109	八戸市大字常海町		1				12			1	1						1
中-2	404	本八戸駅沼館2号線	040207	八戸市城下二丁目		1				14	1						1		1	
中-2	404	本八戸駅沼館2号線	040229	八戸市城下二丁目		1				14	1						1		1	
中-2	404	本八戸駅沼館2号線	042207	八戸市城下三丁目		1				14	1				1					1
中-2	404	本八戸駅沼館2号線	040295	八戸市城下三丁目		1				14	1						1		1	
中-2	692	柳町根城線	101248	八戸市小中野三丁目		1				20	1				1				1	
中-2	692	柳町根城線	100585	八戸市小中野三丁目		1				20	1						1		1	
中-2	692	柳町根城線	162301-1	八戸市柏崎二丁目		1				18			1	1					1	
中-2	692	柳町根城線	162301-8	八戸市大字類家字堤端		1				18	1			1						1
中-2	692	柳町根城線	150787	八戸市大字類家字堤田		1				18	1						1		1	
中-2	692	柳町根城線	150786	八戸市大字類家字堤田		1				18	1						1		1	
中-2	692	柳町根城線	150785	八戸市大字類家字堤田		1				18	1						1		1	
中-2	692	柳町根城線	162305-8	八戸市大字磯塚字下道		1				16	1			1						1
中-2	692	柳町根城線	162307-7	八戸市大字磯塚字平中		1				16	1			1						1
中-2	692	柳町根城線	020061	八戸市根城八丁目		1				20		1				1				1
東-1	717	下大久保佐部長根線	111614	八戸市大字大久保字下長根				1		14			1	1						
東-1	717	下大久保佐部長根線	111612	八戸市大字大久保字野馬小屋				1		14			1	1						
東-1	718	柳町塩入線	109008-9	八戸市大字湊町字柳町		1				12	1			1						1
東-1	1157	岬台1号線	129007-1	八戸市岬台一丁目		1				12	1			1						1
東-1	1157	岬台1号線	129007-2	八戸市岬台一丁目		1				12	1			1						1
東-1	1157	岬台1号線	129005-1	八戸市岬台三丁目		1				12	1			1						1
東-1	1158	岬台2号線	129002-3	八戸市岬台二丁目		1				12	1			1						1
東-1	1498	西ノ平大塚線	140494	八戸市大字大久保字大塚		1				8	1			1						1
東-2	7293	新都市64号線	019032-7	八戸市西白山台四丁目		1				12		1		1					1	
東-2	7394	新都市147号線	019041-3	八戸市西白山台四丁目		1				8		1		1					1	
東-2	8003	旭ヶ丘3号線	141343	八戸市旭ヶ丘四丁目		1				10			1			1				1
南	2-009	鳥守是川線	152885	八戸市南郷大字鳥守字駒崎		1				8			1	1					1	
南	11-002	鳥守・不習線	170294	八戸市南郷大字鳥守字白山		1				8			1			1			1	
南	11-008	湊巻沢・鳥守線	170206	八戸市南郷大字湊巻沢字下湊巻沢		1				8			1	1					1	
総数						3	44	1	2	0	50	33	4	13	19	12	19	25	4	19

